

広島県告示第三百五十一号

令和三年広島県告示第五百四十六号（令和三年度地籍調査事業計画）の一部を次のように変更する。

令和四年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の変更前の欄に掲げる内容と同表の変更後の欄に掲げる内容に傍線で示すように変更する。

変更後		変更前	
一 地籍調査本体事業			
調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査を行う者の名称
福山市	蔵王町の一部、 蔵王町五丁目的一部	交付決定の日 （令和五年三月三十一日）	福山市
（略）	（略）	（略）	（略）
三次市	上志和地町の一部 吉舎町三玉の一部 粟屋町の一部	（略）	三次市
（略）	（略）	（略）	（略）
庄原市	廻神町の一部、 三和町上板木の一部、 南畑敷町の一部	交付決定の日 （令和四年七月二十九日）	庄原市
（略）	（略）	（略）	（略）
北広島町	総領町中領家の一部 東城町小奴可の一部、 総領町下領家の一部	交付決定の日 （令和五年三月三十一日）	北広島町
（略）	（略）	（略）	（略）
大崎上島町	大朝の一部	交付決定の日 （令和五年三月三十一日）	大崎上島町
（略）	（略）	（略）	（略）
世羅町	川戸の一部、 寺原の一部、 川井の一部、 川東の一部、 蔵迫の一部	（略）	世羅町
（略）	（略）	（略）	（略）
	寺町の一部、 京丸の一部、 堀越の一部	交付決定の日 （令和五年三月三十一日）	
（略）	（略）	（略）	（略）
一 地籍調査本体事業			
調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査を行う者の名称
福山市	蔵王町の一部、 蔵王町五丁目的一部	交付決定の日 （令和四年三月三十一日）	福山市
（略）	（略）	（略）	（略）
三次市	上志和地町の一部 吉舎町三玉の一部 廻神町の一部、 粟屋町の一部、 三和町上板木の一部、 南畑敷町の一部	（略）	三次市
（略）	（略）	（略）	（略）
庄原市	東城町小奴可の一部、 総領町中領家の一部、 総領町下領家の一部	（略）	庄原市
（略）	（略）	（略）	（略）
北広島町	川戸の一部、 寺原の一部、 川井の一部、 川東の一部、 蔵迫の一部、 舞網の一部	（略）	北広島町
（略）	（略）	（略）	（略）
大崎上島町	（略）	（略）	大崎上島町
（略）	（略）	（略）	（略）

二 三 （略） 街区境界調査			神石高原町	
海田町	調査を行う者の名称 （略）	街区境界調査を行う地域 （略）	李の一部	近田の一部 上豊松の一部 草木の一部
南堀川町の一部	調査期間 （略）	交付決定の日 （略）	（略）	交付決定の日 （略）
三月三十一日	（略）	（略）	（略）	（略）

二 三 （略） 街区境界調査			神石高原町	
海田町	調査を行う者の名称 （略）	街区境界調査を行う地域 （略）	李の一部	上豊松の一部 草木の一部
堀川町ほかの一部	調査期間 （略）	交付決定の日 （略）	（略）	（略）
三月三十一日	（略）	（略）	（略）	（略）